

令和 4 年 3 月 30 日

消費者市民ネットとうほくと森トラスト・ホテル&リゾーツ株式会社との間で
差止請求に関する協議が調ったことについて

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 協議が調ったと認められるものの概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく（以下「消費者市民ネットとうほく」という。）が、森トラスト・ホテル&リゾーツ株式会社（以下「森トラスト・ホテル&リゾーツ」という。）に対し、森トラスト・ホテル&リゾーツが使用する挙式・披露宴に関する「ご利用規約」中の各条項（以下「本件条項」という。）について、次のとおり消費者契約法^(※)第 9 条第 1 号及び第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、本件条項の修正又は削除を求めた事案である。

ア 取消料と変更料

申込日から 100 日前の取消し及び披露宴当日の 364 日前から 100 日前までの取消しにつき申込金全額を取消料として返還しない規定は、披露宴の 1 年以上前には具体的な準備が行われないことから平均的な損害を超えるものである消費者契約法第 9 条第 1 号に違反するものであるため削除することを求める。

イ 損害賠償

「お客様およびお客様関係者（出席者及びお客様が直接ご依頼された取扱会社を含みます）により当ホテルの施設、什器備品等に損害等障害が発生した場合は、その修復に関して、当ホテルより修繕費を請求いたします。」との条項は、契約者自身に故意過失がない場合を含めて広く損害賠償責任を負うと読める内容であり、民法上認められた賠償責任範囲を大きく逸脱するものであつて消費者契約法第 10 条に違反するため、本条項を削除するか、損害発生につき故意過失がある者がある場合に、その者に対し損害賠償請求できる趣旨の規定に修正することを求める。

ウ 違約金

「最終見積時点での催行人数または確定人数が契約時の予定人数より 20 名以上の減少の場合、¥22,000×減少人数分の違約金を申し受けます。」との条項は、結婚披露宴契約が具体的打合せを行って人数金額等の具体的契約内容が確定することを前提とする契約であることからすると、契約段階の予定人数を基準として当然に違約金を請求できるとすることは、消費者契約法第 10 条に違反するため削除することを求める。

エ 連帯負担

「取消料・変更料あるいは挙式・披露宴代金のお支払い問題が生じた場合、お支払いはご両家に連帯してご負担いただきます。」との条項は、「ご両家」の対象者・範囲も分からない上、契約当事者となっていない者に法的責任を負わせる趣旨であれば、法律上の根拠なき負担を課するものであるため消費者契約法第 10 条に違反するため、誤解を与えないような表現に修正することを求める。

オ 契約の締結の拒否・契約の解除

「お客様に支払能力がないと当ホテルが判断した場合」に森トラスト・ホテル&リゾートが契約を解除できる条項は、債務不履行の恐れがあるだけでは契約解除できないところ判断基準が明確でない理由で解除できる点において消費者契約法第 10 条に違反するため削除することを求める。

(※) 消費者契約法

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 〔略〕

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和 2 年 8 月 4 日、森トラスト・ホテル&リゾートは、消費者市民ネットとうほくに対し、本件条項を修正又は削除することについて連絡した。

これを受けて、令和2年10月1日、消費者市民ネットとうほくは、申入れの趣旨に沿う対応がなされたものとして、申入れを終了した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく（法人番号 1370005003910）

3. 事業者等の氏名又は名称

森トラスト・ホテル&リゾーツ株式会社（法人番号 2010401061225）

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03－3507－9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html